

神石高原町立神石小学校不祥事防止委員会設置要綱

神石高原町立神石小学校

（目的及び設置）

第1条 神石高原町立神石小学校教職員等の不祥事を未然に防止するため、神石高原町立神石小学校不祥事防止委員会（以下「不祥事防止委員会」という。）を、神石高原町立神石小学校校務運営規程第15条に基づいて設置する。

（業務）

第2条 不祥事防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不祥事防止研修年間計画の策定
- (2) 研修状況の把握・検証・助言
- (3) 予兆をキャッチするための取組（学校リスク一覧を作成）
- (4) 相談窓口の周知
- (5) その他必要な事項についての協議

（組織）

第3条 不祥事防止委員会は次のものをもって組織する。

校長・教頭・教務主任・保健主事・生徒指導主事等（事務局担当）

（意見等の聴取）

第4条 不祥事防止委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

附 則

本会の会則は、平成25年4月1日から施行する。

会則を一部改正し、令和2年2月1日から施行する。